平成２２年（フ）第５８６号
神奈川県厚木市上依知2706番地１　ファーストハウス103
債務者　糸原　智美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９６号
神奈川県厚木市まつかげ台12番20号　シティハイム徳江202
債務者　服部　正行
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３３号
茨城県日立市相賀町14番８号　シーサイドハイツ102、住民票上の住所新潟市北区新崎１丁目７番７号　佐藤喜次郎方
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６５号
大阪府岸和田市大町292番地
債務者　黒川建設こと　**黒**川　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
大阪府貝塚市小瀬527番地２シャルマンフジ貝塚103号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３－５－202
債務者　岸和田谷守造
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
大阪府泉大津市昭和町５番46―10Ｂ号、前住所大阪府泉大津市池浦町１丁目４番３号
債務者　清水　　瞳
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
大阪府貝塚市西町18番14号
債務者　荒野武千代
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
大阪府阪南市光陽台２丁目15番25号
債務者　澤田惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
大阪府和泉市和気町１丁目20番４号、前住所大阪府和泉市和気町１丁目24番４号
債務者　山本　豊晃
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
大阪府貝塚市脇浜４丁目32番１―206号
債務者　政　　隆広
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
大阪府岸和田市加守町４丁目16番13―107号、前住所大阪府堺市西区草部986番地76
債務者　水戸部陽子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
大阪府泉佐野市高松西２丁目5735番地の５
債務者　阿形　佳代（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番３―202号
債務者　藤田　裕士
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
大阪府阪南市尾崎町７丁目１番10―305号
債務者　浅里　聖子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
大阪府岸和田市土生町1393番地の１フジコーハイム１ＦＡ号
債務者　大野　英行
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４４１６号
東京都立川市上砂町５丁目61―28　クリオ武蔵砂川壱番館408
債務者　森本　昌一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４１８号
東京都大田区蒲田３丁目１－２　浅尾方２Ｆ
債務者　林　　末夫
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部